

# 山口県報

令和6年  
5月24日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則  
(自然保護課) ..... 一
- 流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(都市計画課) ..... 一
- 告示  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課) ..... 二
- 道路の位置の指定(建築指導課) ..... 二
- 公告  
土地改良区の役員(農村整備課) ..... 二
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ..... 二

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第四十八号**

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則(令和四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九号中「第八条の七第一項」を「第八条の十二第一項及び第二項」に改め、「第十六条第二項」の下に「第十八条の十一第一項」を加える。

### 附則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十九号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則(令和二年山口県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項ただし書及び第三項ただし書を削る。

第四十三条中「私人」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)」に改める。

第五十九条を次のように改める。

(委託に係る支出事務の検査)

第五十九条 知事は、課長をして、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に委託した支出の事務について、定期及び臨時に検査を行わせなければならない。

第一百二十二条中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第一百三十一条中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

向島区域	区	域	区	分
主として底びき網を使用して営む漁業				

山口県告示第百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市清瀬町四丁目三七八の二三、三七八の二八、三六・〇、八五の二及び三七八の二八地先	八・一	八・三	令和六、二、二



(九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所  
下関市豊北町土地改良区 理事 藤岡 昌二 下関市豊北町大字滝部三〇七六

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所  
下関市豊北町土地改良区 理事 山田 英樹 下関市豊北町大字滝部三四六

(九六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字上中嶋

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区下石井二丁目二番五号

セキスイハイム中四国株式会社